

長崎外国語大学 SD の実施方針

平成 29 年 4 月 1 日 学長裁定

長崎外国語大学は、SD (Staff Development) の実施方針を以下のとおり定める。

1 SD の実施方針

長崎外国語大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神に基づきその使命を達成するために、大学を取り巻く環境の変化と高度化・複雑化する諸課題に対応していくことのできる教員・事務職員（以下、「教職員」という。）組織を実現する。そのため、「求められる教職員像」を掲げ、大学教育・運営に必要な資質・能力を向上させるための研修を実施し、教職員一人一人を育成する。

2 求める教職員像

A 求める教職員像を以下の通り定める。

- (1) 教育機関に勤務する者としての自覚を持つとともに、建学の精神に関する理解に努め、それらに基づく姿勢・行動を取ることができる教職員
- (2) 教育・研究や業務のあり方を改善・改革していくための創造的提案を行い、実行できる教職員
- (3) 組織目標の達成に向けて、チームの一員として行動をとることができる教職員
- (4) 幅広い視野と高い専門性を持った教職員

B Aに定めるもののほか、求める教職員像は「長崎外国語大学 求める教職員像及び教職員組織の編成方針」に別に定める。

C Aに定めるもののほか、求める事務職員像を以下の通り定める。

- (1) 前例にとらわれず、新しい業務に積極的に挑戦する者
- (2) 一社会人及び組織人として法令・規程・社会倫理を厳格に遵守し、常に規律ある行動を取る者
- (3) 常に経営的視点から物事を捉え、状況に迅速かつ的確に対応する者
- (4) 常に謙虚な気持ちを持ち、責任を他に帰することなく、業務に粘り強く取り組んで目的を達成する者

3 SD の実施形態

本学は、上記方針に基づき、教員、事務職員の研修を以下のとおり実施する。

A 教員、事務職員を対象とした全学的な研修（以下、「全学 SD」という。）

大学協議会及び総務部総務課が連携して企画・運営し、春学期、秋学期にそれぞれ 1 回以上、以下の課題・テーマに関して全学 SD を実施する。

- (1) 建学の精神、キリスト教主義教育に関するもの
- (2) 長期ビジョン、中期計画、内部質保証及び自己点検・評価に関するもの
- (3) 育成する人材像、教育目標、三つのポリシーに関するもの
- (4) 教学マネジメント及び学修成果に関するもの
- (5) 国際交流、留学指導のマネジメントに関するもの
- (6) 厚生補導、学生支援、退学防止等に関するもの
- (7) 財務に関するもの
- (8) ハラスメントに関するもの
- (9) 社会連携に関するもの
- (10) その他、必要な事項に関するもの

B 教員 SD (FD) 委員会が企画・運営する教員を対象とした FD（「教員 SD」ともいう。）

学則第 25 条の 4 に基づき、本学の教育の内部質保証を目的として、教育能力の開発、大学の授業の内容及び方法の改善を図るための研修を、教員を主たる対象として行う。FD（教員 SD）は、教員 SD (FD) 委員会が企画・運営を行う。

C 長崎外国語大学の事務職員として必要な研修（「事務職員 SD」ともいう。）

一般的な知識・技能、業務領域での知見の習得のための研修、並びに政策立案、組織運営、業務マネジメント、人材育成・管理に関する管理職研修を実施する。その他、外部団体主催の研修会も、事務職員の資質・能力の向上に資する機会として活用する。

4 この要項の改廃は、大学協議会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この方針は、2017（平成 29）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、2021（令和 3）年 3 月 1 日から施行する。